

STセキュリティルータ契約約款

2025年 3月31日

株式会社 STNet

目 次

第1章 総 則

第 1 条	約款の適用	1
第 2 条	約款の変更	1
第 3 条	用語の定義	1

第2章 STセキュリティルータの種類等

第 4 条	STセキュリティルータの種類	2
第 5 条	STセキュリティルータの提供内容	2
第 6 条	STセキュリティルータの必要条件	2
第 7 条	セキュリティーポリシーの設定および運用	2
第 8 条	利用申込の条件	3

第3章 STセキュリティルータの提供区間

第 9 条	STセキュリティルータの提供区間	3
-------	------------------	---

第4章 契 約

第 10 条	契約の単位	3
第 11 条	契約申込みの方法	3
第 12 条	契約申込みの承諾	3
第 13 条	提供開始日	3
第 14 条	最低利用期間	4
第 15 条	タイプ及び品目等の変更	4
第 16 条	契約機器等の移転	4
第 17 条	STセキュリティルータの利用の一時中断	4
第 18 条	その他の契約内容の変更	4
第 19 条	契約に基づく権利の譲渡の禁止	4
第 20 条	契約者が行う契約の解除	4
第 21 条	当社が行う契約の解除	4
第 22 条	STセキュリティルータの提供ができなくなった場合の措置	5
第 23 条	その他の提供条件	5

第5章 付加機能

第 24 条	付加機能の提供	5
第 25 条	付加機能の利用の一時中断	5
第 26 条	付加機能の利用解除及び廃止	5

第6章 提供中止等

第 27 条	提供中止	6
第 28 条	提供停止	6

第7章 料金等

第 29 条	料金及び工事等に関する費用	6
第 30 条	料金の支払義務	6
第 31 条	手続きに関する料金の支払義務	7
第 32 条	工事費の支払義務	7

第 33 条	料金の計算方法等	7
第 34 条	割増金	7
第 35 条	遅延損害金	7
第 8 章 保 守		
第 36 条	契約者の切分責任	7
第 37 条	故障修理	8
第 9 章 損害賠償		
第 38 条	免責	8
第 10 章 雑 則		
第 39 条	承諾の限界	8
第 40 条	利用に係る契約者の義務	8
第 41 条	契約者の氏名等の通知	9
第 42 条	契約者に係る情報の利用	9
第 43 条	閲覧	9
別記		10
1	契約者の地位の承継	11
2	契約者の氏名等の変更	11
3	管轄裁判所	11
料金表		12
通則		14
第 1 表	料金	15
第 1	STセキュリティルータに関する料金	15
第 2 表	工事に関する費用	17
第 1	工事費	17
第 3 表	事務手数料等	19
第 1	適用	19
第 2	料金額	19
別 表		20
別表	基本的な技術的事項	21
附 則		22

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、S Tセキュリティルータ契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりS Tセキュリティルータを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 S Tセキュリティルータ	サービス提供事業者が提供する、セキュリティサービスプログラムを使用して当社が提供するサービス
2 ホットスタンバイ	S Tセキュリティルータの付加機能の1つであり、契約機器を冗長化し、障害が起こった際に稼働中の契約機器から待機中の契約機器へ自動的に切り替える機能
3 S T I Aサービス	当社が別に定めるS Tインターネットアクセス契約約款およびS Tインターネットアクセス（データセンター専用サービス用）契約約款に基づく電気通信サービス
4 S T I A網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下、同じとします。）
5 S Tセキュリティルータ取扱所	S Tセキュリティルータの契約事務を行う当社の事務所
6 契約	当社からS Tセキュリティルータの提供を受けるための契約
7 契約者	当社とS Tセキュリティルータの契約を締結している者
8 セキュリティーオフィサー	契約者が任命する、セキュリティポリシーを決定する権利を有する管理者
9 契約機器	契約に基づいて設置される当社機器 なお、ホットスタンバイを申し込んだ場合は、稼働中の契約機器と待機中の契約機器を自動的に切り替えるL 2スイッチを含みます 契約機器に接続する回線は、「S T I Aサービス」、「高速イーサネット網サービス契約約款」、および「イーサネット通信サービス契約約款（S T-WANダイレクトコネクト）のS T-WANダイレクトコネクト（クラウド接続）のタイプⅡ」に限ります
10 サービス提供事業者	当社にセキュリティサービスプログラムを提供する事業者（バリオセキュア株式会社）
11 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
12 回線終端装置	S T I Aサービスの契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置
13 利用の一時中断	その契約に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすること
14 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 STセキュリティルータの種類等

(STセキュリティルータの種類)

第4条 STセキュリティルータには、次の種類及びタイプがあります。

種 類	タイプ	内 容
STセキュリティルータ	VSRnシリーズ	料金表に定めるところによる

(STセキュリティルータの提供内容)

第5条 STセキュリティルータは、当社が提供する通信回線の附帯設備として契約機器を設置し、契約者にサービス提供事業者が提供する以下の機能を提供します。

- (1) 基本機能として、セキュリティ機能を有しないルーター機能を提供します。
- (2) 付加機能として、料金表に定めるホットスタンバイおよびセキュリティ機能を提供します。

2 当社は、契約に基づき、次の事項を実施します。

- (1) STセキュリティルータの提供に必要な契約機器の貸与
- (2) 契約機器の設定、設定変更、設定の保存
- (3) 契約機器のバージョンアップ、ならびに故障時の交換などの保守
- (4) 問合せに基づく、契約機器の稼動状態の報告

3 STセキュリティルータは、別に定める契約機器のスペック一覧に記載された範囲内でのみサービスを提供します。

4 当社は、契約者、その他第三者に対して、契約機器の故障を含むいかなる場合においても、セキュリティ侵害について（STセキュリティルータに関連または起因するかを問いません。）、あるいは何らかの点においてのSTセキュリティルータの履行不能について、法律上の責任並びに明示または黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

(STセキュリティルータの必要条件)

第6条 契約者は、STセキュリティルータの提供にあたって、契約機器を設置するために必要な環境（室温・湿度などの環境要件が適切であり、必要十分な電源、アース付コンセントがあらかじめ確保されている場所）を準備していただきます。

2 契約者は、STセキュリティルータの利用にあたり、当社またはサービス提供事業者の運用監視センターから契約機器を遠隔で監視、運用、保守（以下、「オペレーション」といいます。）を可能とするために、STIAサービスの一部通信帯域およびプロトコル（PING、SNMP、SNMP Trap、SMTP、HTTP、HTTPS、SYSLOG、DNS、NTP、SSH）を当社またはサービス提供事業者が利用することについて承諾していただきます。

3 当社は、STIAサービスおよびプロトコルの用途は、当社またはサービス提供事業者の運用監視センターから契約機器をオペレーションする目的のみに限定します。

(セキュリティポリシーの設定および運用)

第7条 当社は、契約者と定めたセキュリティポリシーに基づき、契約機器の設定および運用を行います。

2 セキュリティポリシーに係る契約者の主な手続きは、次の事項とします。

- (1) 契約者は、セキュリティオフィサーを任命し、セキュリティオフィサーに関する事項を当社所定の書類に記載の上、当社に提供していただきます。
- (2) セキュリティオフィサーは、セキュリティポリシーに関して、当社と事前の打ち合わせを実施していただきます。
- (3) セキュリティオフィサーは、決定したセキュリティポリシーについて、当社へ指示いただきます。

(利用申込の条件)

第8条 STセキュリティルータは、STIAサービスの契約がある場合に限り申込みすることができます。

第3章 STセキュリティルータの提供区間

(STセキュリティルータの提供区間)

第9条 当社は、STセキュリティルータを四国内（香川県、徳島県、高知県、愛媛県）に限り提供します。

2 当社が提供するSTセキュリティルータの範囲は、契約機器および、契約機器と回線終端装置との接続点（接続ケーブル含む）とします。

第4章 契 約

(契約の単位)

第10条 当社は、契約機器1台ごとに1の契約を締結します。ただし、ホットスタンバイを申し込んだ場合は、それを構成する複数の契約機器を一括して1の契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第11条 契約申込みをするときは、次に掲げる事項について、当社所定の契約申込書等に記載し、STセキュリティルータ取扱所に提出していただきます。

- (1) STセキュリティルータのタイプ及び品目等
- (2) 契約機器の場所
- (3) その他契約申込みの内容を特定するための事項

(契約申込みの承諾)

第12条 契約は、契約申込みに対して当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、次のいずれかの場合には、その契約申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込みのあった契約機器を設置することが技術上又は経済上著しく困難なとき。
- (2) 申込者がSTセキュリティルータの料金及び工事等に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 契約の申込みをした者が、STセキュリティルータの提供を停止されている、又は契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (5) 第40条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) その他STセキュリティルータに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(提供開始日)

第13条 契約申込みに基づき、当社が当該STセキュリティルータの工事を完了した日、又は当社がサービス開始したと定めた日をSTセキュリティルータの提供を開始した日とします。

(最低利用期間)

第14条 STセキュリティルータには、料金表の定めるところにより最低利用期間があります。

2 契約者は、前項の期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに料金表に規定する額を一括して支払っていただきます。

ただし、第22条（STセキュリティルータの提供ができなくなった場合の措置）第1項の規定により契約が解除になるときは、この限りではありません。

(タイプ及び品目等の変更)

第15条 契約者は、当社に対し、当社が別に定めるところによりSTセキュリティルータのタイプ及び品目等の変更を請求することができます。ただし、タイプ間および品目間での変更が必要な場合には、変更前の契約を解除した上で、新たに契約の申込みを行っていただきます。なお、タイプ及び品目等の変更に伴う契約変更の場合は、最低利用期間は初回契約の時点から継続するものとします。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約機器等の移転)

第16条 契約者は、契約機器等の移転を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱い、当社が提供する契約機器の移転を行います。移転にかかる工事費用は、契約者に支払っていただきます。

(STセキュリティルータの利用の一時中断)

第17条 当社は、契約者から請求があったときは、STセキュリティルータの利用の一時中断を行います。

(その他の契約内容の変更)

第18条 当社は、契約者から請求があったとき（別記1及び別記2に定める変更を含みます。）は、第11条（契約申込みの方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第19条 契約者は、別記1に定める場合を除いて、本契約に基づいてサービスの提供を受ける権利を契約者以外の者に譲渡することはできません。

(契約者が行う契約の解除)

第20条 契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめSTセキュリティルータ取扱所に書面により通知していただきます。

2 前項により、契約を解除する場合、契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第21条 当社は、第28条（提供停止）の規定によりSTセキュリティルータの利用を停止された契約者が、その事実を解消しないときは、契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第28条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第28条（提供停止）の規定にかかわらず、STセキュリティルータの提供停止をしないで契約を解除することがあります。

3 当社は、契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを

知ったときは、契約を解除することがあります。

- 4 当社は、前3項の規定により契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5 第1項乃至第3項の解除にあたり、契約機器を設置した敷地、家屋又は構築物等の復旧を要する場合には、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

(S Tセキュリティルータの提供ができなくなった場合の措置)

- 第22条** 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生するなど当社及び契約者の責めによらない理由によりS Tセキュリティルータの提供ができなくなった場合は、契約を解除することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により、契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

(その他の提供条件)

- 第23条** 契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

- 第24条** 当社は、契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表に定めるところにより付加機能を提供します。
- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、S Tセキュリティルータの料金又は付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供を請求した契約者が第28条（提供停止）の規定によりS Tセキュリティルータの提供停止をされている、又は契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (3) 付加機能の提供を請求した契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
 - (4) 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は付加機能を維持することが困難である等、S Tセキュリティルータに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 付加機能の利用の請求に基づき、当社が当該付加機能の提供に係る工事を完了した日を付加機能の提供を開始した日とします。

(付加機能の利用の一時中断)

- 第25条** 当社は、契約者から付加機能の利用の一時中断の請求があったとき、付加機能の提供が当社のS Tセキュリティルータの提供に支障をきたすと当社が認めたとき、又は契約者のS Tセキュリティルータ利用上必要であると当社が認めたときは、その付加機能の利用の一時中断を行うことがあります。

(付加機能の利用解除及び廃止)

- 第26条** 契約者は、付加機能の利用を解除しようとするときは、あらかじめS Tセキュリティルータ取扱所に申し出をしていただきます。
- 2 当社は、次のいずれかの場合には、付加機能の廃止又は利用解除を行うことがあります。
 - (1) 技術的に付加機能の提供が困難になったとき、その他当社の業務遂行に著しく支障を及ぼすと当社が判断したとき。
 - (2) 料金表に別段の定めがあるとき。

第6章 提供中止等

(提供中止)

第27条 当社は、当社契約機器の故障、保守又は工事上やむを得ない場合には、契約者にかかるS Tセキュリティルータの提供を中止することがあります。

(提供停止)

第28条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのS Tセキュリティルータの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったS Tセキュリティルータの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下、この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのS Tセキュリティルータの提供を停止することがあります。

(1) S Tセキュリティルータの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス契約の料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(3) 第40条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

(4) 契約機器等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき。

(5) 前各号のほか、この約款の規定に違反する行為であつてS Tセキュリティルータに関する当社の業務の遂行等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがあると当社が判断したとき。

2 当社は、前項の規定によりS Tセキュリティルータの提供を停止しようとするときは、あらかじめ、その理由及び提供停止期間を契約者に通知します。ただし、第1項第3号の規定によりS Tセキュリティルータの提供停止をする場合は、この限りではありません。

第7章 料金等

(料金及び工事等に関する費用)

第29条 当社が提供するS Tセキュリティルータの料金等は、料金表に定めるところによります。

(料金の支払義務)

第30条 契約者は、契約に基づいて当社がS Tセキュリティルータの提供を開始した日（付加機能の提供については提供を開始した日）から起算して、その契約の解除があつた日（付加機能の廃止については廃止があつた日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があつた日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表に規定する料金を支払っていただきます。

2 前1項の期間において、利用の一時中断等によりS Tセキュリティルータを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。

(2) 提供中止又は提供停止があつたときは、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。

(手続きに関する料金の支払義務)

第31条 契約者はS Tセキュリティルータに係る手続きに関する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。

(工事費の支払義務)

第32条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下、この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算方法等)

第33条 料金の計算方法並びに料金等の支払い方法は、料金表に定めるところによります。

(割増金)

第34条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第35条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年10%の割合（閏年についても365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 保 守

(契約者の切分責任)

第36条 契約者は、自営端末設備が契約機器等に接続されている場合であって、契約機器を利用することができなくなったときは、その自営端末設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、S Tセキュリティルータ取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した契約機器に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、自営端末設備について、当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(故障修理)

第37条 当社は、前条第2項の試験で契約機器に故障があると判定した場合は、可能な限りすみやかに当社の係員を派遣し、契約機器を修理します。ただし、故障発生から修理完了までの期間はS Tセキュリティルータが利用できない場合があります。

第9章 損害賠償

(免責)

第38条 当社は、第5条（S Tセキュリティルータの提供内容）第4項の定めるところのほか、本契約及び約款の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。

- 2 当社は、契約機器の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約機器が設置された土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めにやらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 3 当社は、契約者がS Tセキュリティルータを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について何らの責任を負いません。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても何らの責任を負いません。
- 4 当社は、提供停止により契約者に損害が生じて、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
- 5 契約者がS Tセキュリティルータの利用に関連し、契約者以外の者に対して損害を与えたものとして、当該契約者以外の者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社は一切責任を負いません。
- 6 当社の故意に基づく場合には、第2項乃至第5項の規定は適用しません。

第10章 雑 則

(承諾の限界)

第39条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

(利用に係る契約者の義務)

第40条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が契約に基づき設置した契約機器を移動、取りはずし、変更、分解、若しくは破壊、又はその契約機器に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその契約機器を保護する必要があるとき又は自営端末設備接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかにS Tセキュリティルータ取扱所に通知していただきます。
- (2) S Tセキュリティルータの提供に必要な契約機器の設置のため、契約者が指定する土地、建物その他の工作物等を当社に無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
- (3) 契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が指定する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合はこれに協力すること。

- (4) 当社が契約に基づき設置した契約機器を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) 他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でS Tセキュリティータを利用しないこと。
 - (6) 契約者は、契約機器のいかなる部分についても権利（関連特許、商標、著作権または他の財産権（本契約に特に記載されたものを除きます。）を含みますが、これに限りません。）を有しないことに同意し、了承すること。
 - (7) 当社提供の契約機器を第三者に賃貸、貸与、サブライセンスまたはリースを行わないこと。
 - (8) 当社提供の契約機器を修正、分解、デコンパイルまたはリバース・エンジニアリングを行わないこと。
- 2 契約者は、過失または前項の規定に違反して契約機器を亡失し又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（契約者の氏名等の通知）

第41条 当社は、S Tセキュリティータを提供するうえで必要な場合で、かつ、サービス提供事業者から請求があったときは、契約者（そのサービス提供事業者とS Tセキュリティータを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をそのサービス提供事業者に通知することがあります。

（契約者に係る情報の利用）

第42条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社、サービス提供事業者の契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等、サービス提供事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

（閲覧）

第43条 S Tセキュリティータにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

別 記

別記

1 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併等により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書面を添えて、速やかにS Tセキュリティルータ取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

2 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、速やかにS Tセキュリティルータ取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。

3 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

料 金 表

料 金 表 目 次

通則	1 4
第 1 表 料金	1 5
第 1 STセキュリティルータに関する料金	1 5
1 適用	1 5
2 料金額	1 5
第 2 表 工事に関する費用	1 7
第 1 工事費	1 7
1 適用	1 7
2 工事費の額	1 8
第 3 表 事務手数料等	1 9
第 1 適用	1 9
第 2 料金額	1 9

通 則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金は暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 暦月の初日以外の日にS Tセキュリティルータの提供の開始（付加機能の提供開始含む）があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日に契約の解除（付加機能の廃止含む）があったとき。
 - (3) 暦月の初日にS Tセキュリティルータの提供の開始（付加機能の提供開始含む）を行い、その日にその契約の解除（付加機能の廃止含む）があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日にS Tセキュリティルータの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- 3 前項の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

(料金等の支払い)

- 4 契約者は、料金及び工事等に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 5 料金及び工事等に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 6 当社は、当社に特別の事情がある場合は、前項の規定にかかわらず契約者の承諾を得て2ヶ月以上の料金を当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 7 当社は、料金及び工事等に関する費用について契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従ってあらかじめ前受金を預かることがあります。
ただし、前受金に利息を付さないこととします。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算においてその計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

- 9 第30条（料金の支払義務）から第32条（工事費の支払義務）までの規定等により、この料金表に定める料金及び工事等に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下、同じとします。））に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払いを要するものとされている額と料金表に括弧内に表示する税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下、同じとします。）により計算した額とは差異が生じる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき及び当社が必要と判断したときは、この約款の規定にかかわらず、臨時にその料金及び工事等に関する費用を減免することがあります。
- 11 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、ホームページに表示する等の方法によりその旨を周知します。

第1表 料金

第1 STセキュリティルータに関する料金

1 適用

(1) タイプ及び品目等に係る料金の適用	ア STセキュリティルータには次表のとおり提供の形態によるタイプ及び品目があります。 <table border="1"> <tr> <th>タイプ</th><th>品目</th></tr> <tr> <td rowspan="3">VSRnシリーズ</td><td>VSRn100</td></tr> <tr> <td>VSRn200</td></tr> <tr> <td>VSRn400</td></tr> </table>	タイプ	品目	VSRnシリーズ	VSRn100	VSRn200	VSRn400
タイプ	品目						
VSRnシリーズ	VSRn100						
	VSRn200						
	VSRn400						
(2) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア VSRnシリーズのもの (ア) STセキュリティルータについては、最低利用期間があります。 (イ) 最低利用期間は1年間とします。 (ウ) 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、第30条（料金の支払義務）及び料金表の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金に相当する額を、一括して支払っていただきます。 (エ) 契約者は、最低利用期間内にSTセキュリティルータのタイプ、品目の変更又は契約機器の移転があった場合は、その変更又は移転について、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額を、一括して支払っていただきます。 (オ) (エ) の場合に、STセキュリティルータのタイプ、品目の変更と同時にその契約機器の設置場所において、契約機器の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約機器の料金を合算して行います。 (カ) 当社は（ウ）の規定にかかわらず、当社の判断により、その解除等に要する額を減額して適用することがあります。						

2 料金額

2-1 契約機器使用料

2-1-1 基本額

(1) VSRnシリーズのもの

品 目	単位	料金額 [月額] (税込価格)
VSRn100	1 契約機器ごとに	9,600 円 (10,560 円)
VSRn200	1 契約機器ごとに	12,000 円 (13,200 円)
VSRn400	1 契約機器ごとに	24,000 円 (26,400 円)

2-1-2 付加機能利用料

(1) VSRnシリーズのもの

区分		単位	料金額 [月額] (税込価格)	
ファイアウォール	VSR を通過するパケットのデータ (送信元や宛先の IP アドレスなどのヘッダ情報) を読み取る、ステートフルインスペクション方式を利用し、動的にポートの開放、閉鎖を行い、通過可否を判断する機能をいいます。	1 契約機器ごとに	VSR n 1 0 0	24,000 円 (26,400 円)
			VSR n 2 0 0	48,000 円 (52,800 円)
			VSR n 4 0 0	72,000 円 (79,200 円)
IDS/ADS	- IDS (Intrusion Detection System) 機能 = 不正侵入検知機能であり、ネットワーク上のパケット情報や通信の状態を 24 時間 365 日監視し、不正アクセスやサービス妨害攻撃を検出する機能をいいます。 - ADS (Active Defense System) 機能 = 自動防御機能であり、IDS が攻撃を検知した場合、攻撃者からすべてのパケットを破棄するフィルタールールをファイアウォールに自動的に設定し、リアルタイムで攻撃を阻止する機能をいいます。	1 契約機器ごとに	VSR n 2 0 0	48,000 円 (52,800 円)
			VSR n 4 0 0	72,000 円 (79,200 円)
ホットスタンバイ	契約機器を冗長化し、障害が起こった際に稼働中の契約機器から待機中の契約機器へ自動的に切り替える機能をいいます。	1 契約機器ごとに	VSR n 2 0 0	12,000 円 (13,200 円)
			VSR n 4 0 0	24,000 円 (26,400 円)
拠点間VPN	暗号化の技術を利用し、インターネット上に仮想専用線を構築して安全な通信を可能にする機能をいいます。(ファイアウォール契約者に限り申込可能)	1 契約機器ごとに	VSR n 1 0 0	6,000 円 (6,600 円)
			VSR n 2 0 0	12,000 円 (13,200 円)
			VSR n 4 0 0	24,000 円 (26,400 円)
セカンドHQ	拠点間 VPN のハブ拠点を二重化し、メインのセンター拠点がダウンした場合は、自動的に予備のハブ拠点への切り替えを行う機能をいいます。(拠点間VPN契約者に限り申込可能)	1 契約機器ごとに	VSR n 1 0 0	6,000 円 (6,600 円)
			VSR n 2 0 0	12,000 円 (13,200 円)
			VSR n 4 0 0	24,000 円 (26,400 円)
ウィルスプロテクション	ネットワークへ出入りするトラフィックに含まれるウィルスを検知・削除する機能をいいます。	1 契約機器ごとに	VSR n 1 0 0	14,400 円 (15,840 円)
			VSR n 2 0 0	28,800 円 (31,680 円)
			VSR n 4 0 0	57,600 円 (63,360 円)

URLフィルタ	複数のカテゴリの中から規制したいジャンルを選択し、社内ネットワークの私的利用や Web 経由の個人情報・機密情報の漏洩を防止する機能をいいます。	1 契約機器ごとに	VSR n 1 0 0	14,400 円 (15,840 円)
VSR n 2 0 0			28,800 円 (31,680 円)	
VSR n 4 0 0			57,600 円 (63,360 円)	
備考	1 契約者は、あらかじめ本機能を利用する際に必要な事項（メール通知先等）について当社所定の書面により届け出ていただきます。 2 契約者は、その届け出の内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出ていただきます。			

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

1-1 VSRnシリーズのもの

区 分	内 容														
(1) 工事費の適用	ア 工事費は、工事を要することとなる契約機器等において、1 の工事ごとに適用します。 イ 1 の者から申込み又は請求により同時に 2 以上の工事を施工する場合は、1 の工事を除く他の工事の部分について 1 の工事につき 2,500 円（税込 2,750 円）（付加機能に係る工事、付加機能の一時中断に係る工事の場合を除きます。）を減額します。														
(2) タイプ又は品目等の変更、移転又は接続変更の場合の工事費の適用	タイプ又は品目の変更の場合の工事費は、変更後のタイプ又は品目に対応する契約機器等に関する工事に適用し、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事（取替えに関する工事を含みます。）について適用します。														
(3) 工事の適用区分	工事の区分は次のとおりとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th><th>適 用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 契約機器に係る工事</td><td>新規、タイプ又は品目等の変更に伴う当社設備の設定等の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>イ 付加機能に係る工事</td><td>付加機能の利用開始に伴う当社設備の設定等の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>ウ 利用の一時中断に係る工事</td><td>STセキュリティルータの利用の一時中断を行う場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>エ 付加機能の一時中断に係る工事</td><td>付加機能（当社が別に定めるものに限りまします。）の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>オ 移転に係る工事</td><td>契約機器の移転又は接続変更の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>カ その他に係る工事</td><td>その他工事が発生する場合に適用します。</td></tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 契約機器に係る工事	新規、タイプ又は品目等の変更に伴う当社設備の設定等の場合に適用します。	イ 付加機能に係る工事	付加機能の利用開始に伴う当社設備の設定等の場合に適用します。	ウ 利用の一時中断に係る工事	STセキュリティルータの利用の一時中断を行う場合に適用します。	エ 付加機能の一時中断に係る工事	付加機能（当社が別に定めるものに限りまします。）の利用の一時中断を行う場合に適用します。	オ 移転に係る工事	契約機器の移転又は接続変更の場合に適用します。	カ その他に係る工事	その他工事が発生する場合に適用します。
工事の区分	適 用														
ア 契約機器に係る工事	新規、タイプ又は品目等の変更に伴う当社設備の設定等の場合に適用します。														
イ 付加機能に係る工事	付加機能の利用開始に伴う当社設備の設定等の場合に適用します。														
ウ 利用の一時中断に係る工事	STセキュリティルータの利用の一時中断を行う場合に適用します。														
エ 付加機能の一時中断に係る工事	付加機能（当社が別に定めるものに限りまします。）の利用の一時中断を行う場合に適用します。														
オ 移転に係る工事	契約機器の移転又は接続変更の場合に適用します。														
カ その他に係る工事	その他工事が発生する場合に適用します。														
(4) 工事費の減額適用	当社は、上記の（1）工事費の適用、（2）タイプ又は品目等の変更、移転又は接続変更の場合の工事費の適用の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。														

2 工事費の額

2-1 VSRnシリーズのもの

工事の種類		単位	工事費の額 (税込価格)	
新規、タイプ又は品目等の変更に係る工事費	基本サービス	1の工事ごと	V S R n 1 0 0	100,000 円 (110,000 円)
			V S R n 2 0 0	100,000 円 (110,000 円)
			V S R n 4 0 0	130,000 円 (143,000 円)
利用の一時中断に係る工事費		1の工事ごと	4,000 円 (4,400 円)	
付加機能の一時中断に係る工事費		1の工事ごと	1,000 円 (1,100 円)	
移転又は接続変更に係る工事費		1の工事ごと	8,000 円 (8,800 円)	
時間外リモート対応に係る工事費		1の工事ごと	80,000 円 (88,000 円)	
光変換用スイッチ 1 Gに係る工事費		1の工事ごと	125,000 円 (137,500 円)	
備考				
1 時間外リモート対応に係る工事費は、平日 9 時から 1 8 時を除いた時間にリモート対応を要する場合に発生いたします。				
2 上記の工事に伴い、特別な工事を要する場合には、当社が別に定める実費を支払っていただくことがあります。				

2-2 付加機能に係るもの

工事の種類	単位	工事費の額 (税込価格)	
ファイアウォール	1の工事ごと	V S R n 1 0 0	40,000 円 (44,000 円)
		V S R n 2 0 0	40,000 円 (44,000 円)
		V S R n 4 0 0	40,000 円 (44,000 円)
I D S／A D S	1の工事ごと	V S R n 2 0 0	40,000 円 (44,000 円)
		V S R n 4 0 0	40,000 円 (44,000 円)
ホットスタンバイ	1の工事ごと	V S R n 2 0 0	100,000 円 (110,000 円)
		V S R n 4 0 0	130,000 円 (143,000 円)
拠点間V P N	1の工事ごと	V S R n 1 0 0	40,000 円 (44,000 円)
		V S R n 2 0 0	40,000 円 (44,000 円)
		V S R n 4 0 0	40,000 円 (44,000 円)
セカンドH Q	1の工事ごと	V S R n 1 0 0	40,000 円 (44,000 円)
		V S R n 2 0 0	40,000 円 (44,000 円)
		V S R n 4 0 0	40,000 円 (44,000 円)
ウィルスプロテクション	1の工事ごと	V S R n 1 0 0	20,000 円 (22,000 円)
		V S R n 2 0 0	20,000 円 (22,000 円)
		V S R n 4 0 0	20,000 円 (22,000 円)
U R Lフィルタ	1の工事ごと	V S R n 1 0 0	20,000 円 (22,000 円)
		V S R n 2 0 0	20,000 円 (22,000 円)
		V S R n 4 0 0	20,000 円 (22,000 円)
利用の一時中断に係る工事費	1の工事ごと	4,000 円 (4,400 円)	
付加機能の一時中断に係る工事費	1の工事ごと	1,000 円 (1,100 円)	

備考

- 1 契約者は、あらかじめ本機能を利用する際に必要な事項について当社所定の書面により届け出ていただきます。
- 2 契約者は、その届け出の内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出ていただきます。

第3表 事務手数料等

第1 適用

手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 設定変更手数料等に係る料金の適用	ア 第5条に規定するSTセキュリティルータの提供内容および第25条に規定する付加機能のうち、既契約に係る設定変更の申込みをし、その承諾を受けたときに設定変更手数料を適用します。

第2 料金額

(1) 設定変更手続きに係るもの

種 別	単 位	料金額 (税込価格)
設定変更手数料	1 設定変更の 申込みごとに	2,000 円 (2,200 円)

別 表

別表 基本的な技術的事項

1. VSR_nシリーズのもの

品目	物理的条件	相互接続回路
VSR _n 100	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠 又は
VSR _n 200		IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 又は
VSR _n 400		IEEE802.3 10BASE-T 準拠

附 則

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、2025年3月31日から適用します。

(経過措置)

- 2 CPEパックサービス利用規約の規定により締結しているCPEパックサービスの契約（「センドバック」、「オンサイト9～17時保守」、「コールドスタンバイセンドバック」に限る）から、この約款の規定により締結するSTセキュリティルータの契約（VSRnシリーズのVSRn100に限る）に契約移行した場合に限り、移行後1年間は、基本サービスの月額料金について移行前のCPEパックサービスの契約と同額を適用します。
- 3 CPEパックサービス利用規約の規定により締結しているCPEパックサービスの契約から、この約款の規定により締結するSTセキュリティルータの契約（VSRnシリーズのVSRn100に限る）に契約移行した場合に限り、基本サービスの工事費について移行前のCPEパックサービスの契約と同額を適用します。